第五条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二　海外営業拠点を有する長期信用銀行を子会社（長期信用銀行法第十三条の二第二項に規定する子会社をいう。第四号の二において同じ。）とする長期信用銀行持株会社　第一基準に係る連結自己資本比率が八パーセント以上であること。

第五条第一項第四号を次のように改める。

四　海外営業拠点を有する銀行を子会社としていない銀行持株会社　国内基準に係る連結自己資本比率が四パーセント以上であること。

第五条第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二　海外営業拠点を有する長期信用銀行を子会社としていない長期信用銀行持株会社　第二基準に係る連結自己資本比率が四パーセント以上であること。

第五条第二項中「から第四号まで」を「から第四号の二まで」に改め、同項第一号中「及び第二号」を「から第二号の二まで」に改め、同条第三項中「第一項第一号及び第二号」を「第一項第一号の二及び第二号の二」に改め、同条第四項中「及び第二号」を「から第三号まで」に、「第一条第四項若しくは第三条第三項、」に改め、同条第五項中「、第二号」を「から第二号の二まで」に改め、「規定する単体自己資本比率」の下に「をいい、第一項第一号及び第二号に規定する「単体普通株式等Ｔｉｅｒ１比率」、「単体Ｔｉｅｒ１比率」及び「単体総自己資本比率」とは、それぞれ銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第七項に規定する単体普通株式等Ｔｉｅｒ１比率、単体Ｔｉｅｒ１比率及び単体総自己資本比率」を加え、同条第六項中「、第三号、第四号及び第五号」を「から第五号まで（同項第二号及び第二号の二を除く。）」に改め、「規定する連結自己資本比率」の下に「をいい、第一項第一号及び第三号に規定する「連結普通株式等Ｔｉｅｒ１比率」、「連結Ｔｉｅｒ１比率」及び「連結総自己資本比率」とは、それぞれ銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第八項又は第三条第五項に規定する連結普通株式等Ｔｉｅｒ１比率、連結Ｔｉｅｒ１比率及び連結総自己資本比率」を加え、同項第一号中「第一項第一号」の下に「、第一号の二」を加え、同項第二号中「及び第四号」を「から第四号の二まで」に、「銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第三十四条の十第一項第四号」を「銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第五項」に改め、同条第七項中「第一項第三号」を「第一項第三号の二」に改め、「銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第三項又は」を削り、同条第八項及び第九項を次のように改める。

8　第一項第四号から第六号まで（同項第四号の二を除く。）に規定する「国内基準」とは、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第五項若しくは第三条第四項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第五項又は信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第四項に規定する国内基準をいう。

9　第一項第四号の二に規定する「第二基準」とは、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第四項に規定する第二基準をいう。

第二条　金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令（平成十六年内閣府令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、「銀行等」」及び「、銀行等」を削る。

第二条第一項第一号中「この項」の下に「及び第十条の二第一項」を、「銀行持株会社をいう」の下に「。第十条の二第一項において同じ」を加え、「同条第八項」を「同法第二条第八項」に改め、同項第二号中「長期信用銀行をいう」の下に「。第十条の二第一項において同じ」を、「長期信用銀行持株会社をいう」の下に「。第十条の二第一項において同じ」を加える。

第十条の二第一項第一号を次のように改める。

一　海外営業拠点を有する銀行（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等を有するものに限る。）　国際統一基準に係る単体自己資本比率及び連結自己資本比率の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件の全てを満たすこと。

イ　単体普通株式等Ｔｉｅｒ１比率及び連結普通株式等Ｔｉｅｒ１比率　四・五パーセント以上であること。

ロ　単体Ｔｉｅｒ１比率及び連結Ｔｉｅｒ１比率　六パーセント以上であること。

ハ　単体総自己資本比率及び連結総自己資本比率　八パーセント以上であること。

第十条の二第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二　海外営業拠点を有する長期信用銀行及び海外拠点を有する信用金庫連合会（長期信用銀行法第十七条及び信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等を有するものに限る。）　国際統一基準に係る単体自己資本比率及び連結自己資本比率のいずれも八パーセント以上であること。

第十条の二第一項第二号を次のように改める。

二　海外営業拠点を有する銀行（第一号に規定するものを除く。）　国際統一基準に係る単体自己資本比率が、次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件の全てを満たすこと。

イ　単体普通株式等Ｔｉｅｒ１比率　四・五パーセント以上であること。

ロ　単体Ｔｉｅｒ１比率　六パーセント以上であること。

ハ　単体総自己資本比率　八パーセント以上であること。

第十条の二第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二　海外営業拠点を有する信用金庫連合会（第一号の二に規定するものを除く。）　国際統一基準に係る単体自己資本比率が八パーセント以上であること。

第十条の二第一項第三号を次のように改める。

三　海外営業拠点を有する銀行を子会社（銀行法第二条第八項に規定する子会社をいう。第四号において同じ。）とする銀行持株会社　国際統一基準に係る連結自己資本比率が、次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件の全てを満たすこと。

イ　連結普通株式等Ｔｉｅｒ１比率　四・五パーセント以上であること。

ロ　連結Ｔｉｅｒ１比率　六パーセント以上であること。

ハ　連結総自己資本比率　八パーセント以上であること。

第十条の二第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二　海外営業拠点を有する長期信用銀行を子会社（長期信用銀行法第十三条の二第二項に規定する子会社をいう。第四号の二において同じ。）とする長期信用銀行持株会社　第一基準に係る連結自己資本比率が八パーセント以上であること。

第十条の二第一項第四号を次のように改める。

四　海外営業拠点を有する銀行を子会社としていない銀行持株会社　国内基準に係る連結自己資本比率が四パーセント以上であること。

第十条の二第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二　海外営業拠点を有する長期信用銀行を子会社としていない長期信用銀行持株会社　第二基準に係る連結自己資本比率が四パーセント以上であること。

第十条の二第二項中「から第四号まで」を「から第四号の二まで」に改め、同項第一号中「及び第二号」を「から第二号の二まで」に改め、同条第三項中「第一項第一号及び第二号」を「第一項第一号の二及び第二号の二」に改め、同条第四項中「及び第二号」を「から第三号まで」に、「第一条第四項若しくは第三条第三項、」に改め、同条第五項中「、第二号」を「から第二号の二まで」に改め、「規定する単体自己資本比率」の下に「をいい、第一項第一号及び第二号に規定する「単体普通株式等Ｔｉｅｒ１比率」、「単体Ｔｉｅｒ１比率」及び「単体総自己資本比率」とは、それぞれ銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第七項に規定する単体普通株式等Ｔｉｅｒ１比率、単体Ｔｉｅｒ１比率及び単体総自己資本比率」を加え、同条第六項各号列記以外の部分を次のように改める。